

1 地域的な視点		新行政改革大綱第二次アクションプラン進捗状況						
全体	市単独	個別計画	所管課	現状・内容・目標	達成年度	19年度目標	達成状況(数値で表現できる場合、%で記入願います)	実施にあたっての課題と対応
1	1	市民参加制度の創設(市民参加制度の確立)	企画・広域行政担当	《現状》 「市の意思形成過程の段階から市民の参加を求めること」と「市が各種事業を実施する段階で市と市民が協働すること」の二つの面の市民参加を推進するために、市民参加の基本的な考え方やルール(市民参加の対象、参加の時期、参加の方法等)をまとめる。 《目標》 17年度にまとめたものについて、更に市民の意見を聴きながら、検討を進め条例化を目指す。	平成19年度	条例化(参加をしたいと思う人の割合65%)	50%	「市川市市民等の市政への参加の推進等に関する要領」に基づき市民参加の実施状況等を検証し、条例化についてはその必要性を検討していく。また、より具体的な市民参加方法についても検討していく。
2	2	コールセンターの開設	行政改革推進担当 情報政策担当	《現状》 市民からの電話による問い合わせに関しては、一時的に交換手が受け付け、問い合わせの内容を判断して、応答する所管部署に電話を転送している。 《効果および目標》 市民からの簡単な問い合わせに対しては、対応するコールセンターを設置していく。また、ITを使って、閉庁時間でも市民からの問い合わせに対応できる仕組みを構築し、市民の利便性の向上に努める。	平成19年度	守衛、交換手、総合市民相談業務を含めた組織の見直し	19年度は行政改革推進担当の所管により、コールセンターだけに固執せず、市民ニーズの向上を目指し調査および研究を行った。	一般的なコールセンターは外部委託かつ有人対応としており、長時間要員を配備する必要があるため、かなりの人件費が見込まれる一方、取り扱い件数は多くても1日数百件程度にとどまっており、費用対効果の面からは設置の意義に疑問が生じるので、費用対効果についての調査を重点的に行った。
3	3	e-モニター制度	企画・広域行政担当	《現状》 『市川市e-モニター制度(愛称eモニ)』は平成17年12月より本格活動を開始した。平成18年2月現在、モニター数約1,500名。 《効果および目標》 モニター数を3年間で10,000人にすることを目標とし、幅広く情報を配信するとともに市民の声を集め、施策等へ反映していく。また、参加者へのインセンティブを与え、登録者数の拡大を目指す。	平成20年度	モニター数7,500人	3,395人 45.2%	モニター数は少しずつだが増加傾向にある。モニターをただ増やすだけでなく、なるべく質の高いモニターを増やす必要がある。
4	4	パブリック・コメント手続(意見提出手続)制度の拡大	企画・広域行政担当	《現状》 平成17年5月に『市川市パブリックコメント制度の実施に関する暫定指針』を策定し、検証している。平成17年12月現在のパブリックコメント実施数7件。 《効果および目標》 透明性の高い行政運営と、市民とともに歩む協働の市政の推進を展開するため、市の政策などを策定の段階で事前に市民に説明する機会を設け、その案に対する様々な意見を提出してもらおう。また、市民に新たな負担や規制を求める分野については、拡大をしていく。	平成19年度	パブリックコメントの実施の拡大	実施件数7回 意見数500件	パブリックコメント制度は意見をもらうだけでなく情報の公開としても機能しているため、なるべく早い段階で情報を提供し意見を取り入れて行く必要がある。
5	5	市民ニーズシステムにおける迅速な回答処理の確立	企画・広域行政担当 総合市民相談課	《現状》 18年度の市民ニーズシステムでは、開庁日5日間以内での回答率が全体の85%となり、17年度の73%と比較して12%増加した。 《効果および目標》 開庁日5日間以内での回答をさらに徹底し、投稿者へ迅速な情報提供をしていく。	毎年度	回答率85%	19年度市民ニーズ投稿件数 2,644件 開庁5日間以内回答件数 2,248件 開庁5日間以内回答率 85.02%	
6	6	電子自治会	地域振興課 Web担当	《内容・現状》 高度な知識を要せず、誰でも簡単な研修でホームページを作成・管理できるためのツールを提供し、自治会の情報発信を活性化。現在24の自治会がホームページを開設しており、そのうち10自治会が当システムを利用。また、新たに29自治会より照会があり、随時、説明を行っている。 《効果および目標》 ホームページを通じた情報発信、情報伝達の迅速化を果たし、日常生活情報の共有を図ることにより、自治会と地域住民との距離を縮め、地域コミュニティの活性化を進める。	平成22年度	70自治会加入	自治会公開数 40自治会 達成率 57.14%	ホームページ活用の効果について継続的な周知を図った。特に南行徳地区をモデル地区として重点的に事業推進の周知を図った。
7	7	『市民(納税者等)が選ぶ市民活動団体支援制度』	ボランティア・NPO担当	《内容・現状》 市民(納税者)がボランティア団体やNPOなどの市民活動団体を選び、個人市民税の1%相当額を支援することができる市民活動団体支援制度を平成17年度から開始した。 《今後》 この1%支援制度を、あらゆる機会をとらえてPRし、市民に定着していくように取り組む。また、納税者以外の人達にも支援の機会がもてるよう、拡大していく。	平成17年度	届出数 10,000	総届出件数 5,633人 (56.3%) 有効届出数 5,136人	市民の届出数アップを図るための制度のPR強化及び届出方法の簡便化という課題に対して、駅頭やイベントでのPRの回数を増加を図り、出前による受付を積極的に実施した。 また、19年度から納税者が選ぶ団体の数を3団体以内とし、納税者以外の方も地域ポイントで制度への参加ができるように条例を改正し実施した。 目標の届出数については、18年度の届出結果を踏まえ17,000から10,000に変更。
8	8	防災メール	危機管理担当 Web担当	《内容・現状》 気象警報・地震情報・津波情報が発令された際に、登録者の携帯電話やパソコンへ情報をメール発信する。また、市内観測地の時間雨量が、一定量を超えたときに観測実況を配信する。情報は気象協会から提供を受け、自動配信するが、災害時には地域限定の独自内容を発信することも可能。平成18年1月末現在1,391名の受信希望者登録がある。 《効果》 テレビやラジオのスイッチを入れなくとも、自動的に気象・災害情報が手元に配信されることから生活安全の確保に重要な役割を果たす。現在ホームページトップにコーナーを設け簡易に新規登録ができるようにしており、さらに利用者の拡大を図っていく。	平成17年度	継続実施	登録者数 2,930名 (気象情報 2,841名) (地震情報 2,881名) (津波情報 2,811名) (市内観測情報 2,785名) (緊急情報 2,910名)	利用者登録の拡大及びシステムの運用・管理を引き続き実施した。
9	9	環境マネジメントシステム(ISO14001)への取り組み	環境政策担当	《内容》 市の事務事業に伴う電気・ガス・ガソリン等のエネルギーの使用やごみの排出を有害な環境側面として捉え、環境負荷の低減に努める。また、市が行う環境を保全する事業については有益な環境側面として捉え、環境目的及び環境目標を達成するため、具体的な手段により、有効な環境施策の推進を図る。 《目的》 環境課題に対する取り組みを、環境マネジメントシステムにより環境目的・目標として設定し、継続的改善を図ると共に、職員の間環境意識の高揚と自覚・実践を確保することにより、環境先進都市としてのイメージアップを図る。	毎年度	19年度結果が集計中のため、18年度結果を掲載することから、目標も18年度目標を掲載する。 《省エネ・省資源》 平成16年度比で、電気2%・都市ガス4%・LPG3.5%・ガソリン1%・軽油は維持する。重油、灯油は17年度を維持する。 平成16年度比で、可燃ごみ排出量2%・水、用紙類使用量を維持する。 《公共事業》 工事から発生するコンクリート塊・アスコン塊・廃木材・土砂及び建設混合廃棄物のリサイクル・適正処理率100% 工事に使用する砕石・加熱アスファルト混合物・土砂の再生資材利用率100%、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の利用率100% 高炉セメント使用量(生コン)80%、下塗り用塗料(重防食・鉄部のみ)の利用率100% 《保全事業》 52事業それぞれが掲げた目標の達成を目指す。	19年度結果は集計中のため、18年度結果を掲載する。 《省エネ・省資源》 電気・都市ガス・LPG・軽油・重油・灯油・用紙は目標を達成したが、ガソリン・可燃ごみ・水は未達成であった。 《公共事業》 公共事業は、全て目標を達成した。 《保全事業》 52事業中47事業が目標を達成した。(目標達成率90%)	省エネ・省資源における、ガソリン、可燃ごみ、水の未達成の原因としては、 ・ガソリンについては、防犯パトロール事業の導入によりパトロール車が増加したこと ・可燃ごみについては、個人情報関連書類の処分によるもの ・水については、調理教室を開始したこと等が挙げられる。 なお、目標未達成の部署に対して、不適合是正処置を指示している。
10	10	安心e-ネット	Web担当 防犯担当 教育委員会	《現状》 市民の安全情報・防犯情報を携帯電話やパソコンに送信し、防犯意識の高揚を図り、安全の確保につなげていく。平成18年1月末現在システム利用者は受信モニター2,832名と、情報提供モニター91名。月10件程度の情報を配信。 《効果及び目標》 携帯電話やパソコンという身近なITを活用して生活シーンで気づいた安心安全情報を送信することにより安心安全意識を高める。現在ホームページのトップにこのシステムの入り口を設け、簡易に利用登録ができるようにしており、今後もシステム利用者の拡大を図っていく。	平成16年度	受信モニター登録者数6,000名	登録者数 5,825名 (防犯情報5,747名) (児童生徒の安心安全情報5,704名) 達成状況 97.08%	平成19年4月より、防災メールのシステムへ移行し、防犯情報及び児童生徒の安心安全情報として配信した。また、利用者登録の拡大及びシステムの運用・管理を実施した。

2 情報政策的な視点								
全体	市単独	個別計画	所管課	現状・内容・目標	達成年度	19年度目標	達成状況(数値で表現できる場合、%で記入願います)	実施にあたっての課題と対応
11	11	電子入札システムの運用開始	契約課	《現状》 平成17年10月、11月に4件の電子入札を実証的に実施した。平成18年度から本格的に運用を開始する。 《効果および目標》 事務の効率化と経費の削減を進めるため、透明性、客観性、競争性の一層の向上を図る。	平成17年度	工事200件 委託50件	平成19年度当初より競争入札対象の建設工事については、電子システムを利用した一般競争入札に移行した。また、11月より実施設計業務等建設コンサル関係の委託業務に係る入札についても電子システムを利用し、一般競争入札に移行した。19年度実績：建設工事 313件(100%)、設計コンサル業務委託7件(11月以降発注分では100%)	19年11月からの設計コンサル系の業務委託については、主に実施設計業務で全国レベルの業者を対象として、まず電子入札への利用者登録を周知し、登録社数の増加を図った。その結果、入札環境が整えられ、電子入札に移行することができた。しかし、中小の設計業者は、まだ電子入札環境の整備が進んでいないことから、11月以降登録の促進を図った。電子入札への利用社数が増加したことにより、建設工事に伴う設計・測量等の委託(補償コンサルは除く)については、全て電子入札に移行した。なお、アクションプラン設定時19年度でも委託が50件の予定件数となっているが、設定に誤りがあると思われる。年間多くても20件程度であり、全件実施したとしても目標数には到達しなかった。
12	12	電子納付(マルチペイメントネットワークの活用)	市民税課 債権管理課	《現状》 17年度予算に計上したマルチペイメントの設計とそれに伴うプログラムを改修中。 《効果及び目標》 金融機関の統廃合により納税窓口の減少が見られることから、納税者のライフスタイルに合わせた納付を可能にするため、金融機関のATMやインターネットバンキングによる納付を可能とするマルチペイメントネットワークを平成18年度より実施し、納税環境の整備を図る。	平成18年度 (市税等)	保育園保育料、 市営住宅使用料、 下水道受益者負担金	100%	マルチペイメント、コンビニ収納の実施状況 ・18年度実施済 霊園管理料、介護保険料、自転車等駐車場使用料 ・19年度実施済 保育園保育料、市営住宅使用料、入学準備金貸付金償還金 下水道事業受益者負担金については、関係法令の整備を待って実施を予定。(河川・下水道管理課より特区申請提出済)
13	13	市税及び使用料・手数料のコンビニエンスストアからの納付	債権管理課	《現状》 17年度予算に計上したコンビニ納付が可能な納付書の設計とそれに伴うプログラムを改修中。また、18年度予算では公金収納センター・コンビニ収納手数料等を計上した。 《効果及び目標》 金融機関の統廃合により納税窓口の減少が見られることから、納税者のライフスタイルに合わせた納付を可能にするため、コンビニエンスストアでの収納を平成18年度より実施し、納税環境の整備を図る。	平成18年度 (市税等)	保育園保育料、 市営住宅使用料、 下水道受益者負担金		
14	14	電子申請・届出手続への対応	総務課 情報システム担当	《現状》 千葉県と県下市町村で共同運営する電子申請システムを構築中である。 《目標》 受付窓口に出向くための時間・費用の負担軽減等による市民の利便性の向上と事務処理の迅速化・効率化のため、申請、届出等の各種行政手続をインターネット等を利用して行う。	平成20年度	オンライン申請が可能な申請・届出手続のうち、電子化する割合50% (取扱い手続の拡大)	45%	オンライン申請が可能な申請・届出手続数として80業務を目標として再設定し、電子申請業務の追加に向けて原課との調整を進め、10月29日より10業務を加え33業務とし、またH20.4より開始予定であった証明書自動交付機を利用した電子交付サービスに併せて、新たに3業務を加え36業務としたものの、全国的にも初めての試みである電子交付システムの導入に向けて、再度業務プロセスの見直しや規則の見直し等を重点的に行ったため、目標に達することができなかった。 平成20年度は、業務を電子申請化する際のプロセスも見直し、80業務達成を目標にサービスを展開していく。
15	15	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証取得	情報管理担当	《現状》 市民課や税部門の窓口、情報システムの運用等の業務、保健福祉等の事務において、国内・国際基準に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得し、順次、適用部署を拡大している。 《目標および効果》 市で取り扱う情報資産を対象にした情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得する。	平成18年度	小・中学校20校の認証取得・ 既存の認証取得部署の認証維持	19年度の当初の目標とおり、小・中学校20校の認証を新たに取得するとともに、既存の認証取得部署については認証を維持した。 平成19年度末現在の認証取得部署は153部署となる。 100%	平成18年度末に庁内全部署においてISMSの認証を取得したことから、その後は各部署において認証を維持している。また、平成19年度から市立の学校においても認証取得に取り組んでおり、小・中学校20校で認証を取得した。平成20年度は残りの小・中学校及び特別支援学校36校の認証取得を目指すものとする。
16	16	IT講習会の実施	情報政策担当	《現状》 講習内容を初心者向けとし、パソコン基本操作から市ホームページの体験、インターネットの活用や電子メールによる、市民生活でのIT活用の促進を図るカリキュラムを導入し実施してきた。平成17年度は、初心者対象130講座を実施している。 《目標および効果》 講習会の形態を個人講座および団体講座に分け、IT講習会を市川情報化市民パートナー育成推進事業と位置づけ、人材育成の計画についての検討及び策定も視野に入れる。また、より市民に身近な会場を設けるとともに、IT機器の整備も含め、より一層充実させて事業展開を図っていく。	毎年度	市民パートナー登録数200 初心者対象130講座 スキルアップ10講座	平成19年度実施状況 市民パートナー登録者数345名 (158%) 初心者講座101講座(77.7%) 受講者数1,352名 スキルアップ講座28講座(135.7%) 受講者数345名	初心者講座については、当初より29講座減となったが、通常の1講座6時間の講座を、9時間とした65歳以上の方が対象の「ゆっくり学ぼうコース」を20講座実施した。
17	17	レガシー改革の推進 集中改革プラン	レガシーシステム改革担当	《現状》 大型汎用計算機のシステム(旧式(レガシー)システム)については、業務・システムの最適化を図る中で、市としての対応手段を検討中である。 《効果および目標》 旧式(レガシー)システムから脱却し、オープンなサーバーによる情報システムを構築することにより、業務・システムの最適化を図り、事務の改善・刷新に取り組んでいく。	平成21年度	新システムの構築	平成19年度まで予定されたスケジュールのとおり進捗している。	今後も、事業者の選定にあたっては、透明性、公平性の高い手法を採用していきたい。一方、他市では入札に際し、不調となった事例もことから、円滑且つ公正な調達の実現について、今後も検討し、スケジュールどおりの進捗に留意したい。

3 人的な視点								
全体	市単独	個別計画	所管課	現状・内容・目標	達成年度	19年度目標	達成状況(数値で表現できる場合、%で記入願います)	実施にあたっての課題と対応
18	18	職制・職務基準の見直し	人事課	《現状》平成17年度は、現行の職制・職務基準の問題点等を洗い出し、人材育成基本方針に今後各職制ごとに求められる姿を明示した。 《目標および効果》現在、平成17年度人事院勧告を受けて、国準拠の給与体系整備に併せて、これに適合する職制を確立する。	平成18年度	国に準拠したすみやかな対応を図る。	80%	18年度に新給料表への移行を行った。職制については、国に準拠して対応する。
19	19	非管理職層における昇任基準の見直し	人事課	《現状・内容》平成17年度人事院勧告を受けて、現在、能力や成果を重視した昇任制度を検討中である。具体的には、現行の昇任制度の見直しを行っている。 《目標》民間企業の動向や近隣市との動向をふまえながら、能力や実績が証明された職員を現行規定よりも早く昇任できる制度の確立を目指している。併せて、残念ながら現在の職位の基準に満たない職員については、分限処分のルールを明確にしたうえで、毅然とした処分を行っていく。	平成18年度		80%	早期昇任制度の確立には、勤務における能力、実績の証明が不可欠となるため、併せて現行の勤務評定制度の充実を図る必要がある。
20	20	公務員制度改革を視野に入れた新たな勤務評定制度の研究	人事課	《現状・内容・目標》平成17年度人事院勧告及び民間企業や近隣市との均衡をふまえながら、現在、現行の勤務評定制度の評価基準に能力や成果をより多く取り入れることを検討中である。具体的には、課長職以上には業績を、一般職員には一定の目標達成に向けた具体的な行動を評価する手法を現行の評価制度に加えていく。	平成19年度	課長職以上には業績を、一般職員には一定の目標設定に向けた具体的な行動を評価する手法を現行の評価制度に加える。	90%	フィードバックについては、制度の周知が図られ、職員の育成につながっている。一部の所属で目標管理型の評価を試行したが、課題も多く、なお、検討段階である。
21	21	給料表の見直し	人事課 職員課	《現状・今後》平成17年度の人事院勧告をもとに、市川市の給与表の内容等について、職員と協議しながら取り組む。 《目標》給料表の改正（額の引き下げ、構造の変更等）、調整手当を廃止し地域手当の新設、勤務実績の給与への反映、その他（退職時特別昇給の廃止、特殊勤務手当の見直しなど）。	平成22年度	目標に示した制度改正。	90%	平成19年4月に給与構造改革を行い給料表の改正、調整手当の廃止、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映、退職時特別昇給の廃止を行った。特殊勤務手当の見直しは平成20年度中に改正を行いたい。
22	22	研修体系の見直し	人材育成担当室	《現状》人材育成基本方針に基づき職員が自ら伸び、組織・制度で伸ばすことができる体制作りと職場の意識改革を進め、人事制度の改正に合わせ、新しい研修体系の確立に向けて検討を進めている。 《目標》人材育成の視点から、人事制度にあった新たな研修体系を構築する。	平成19年度	人材育成基本方針に基づいた研修体系および研修計画の策定。	100%	必修課程である指定研修を充実させることにより、職位に求められる能力を段階的に高められるよう、研修体系・計画を策定した。
23	23	予算権限（編成・執行権等）の一部委譲	財政課 行政改革推進担当	《現状》平成17年度予算編成から経常的経費、政策Aに係る予算編成権を各部に委譲。また、財務規則の改正を行い17年4月から予算執行権の一部（50万円以下の流用）を委譲すると共に、18年度予算編成からインセンティブ制度の導入を行った。 《効果および目標》各部局への予算編成権、予算執行権の一部委譲と予算執行過程における節減努力を次年度以降の予算に反映するインセンティブ制度の導入により、施策の効率的かつ効果的な推進と、柔軟でスピーディーな運用を図る。	平成18年度	インセンティブ制度の拡充に向けた見直し。	実施要領に規定する付与額の使途・制限に関わる規定の見直しなどを行い、インセンティブ制度の利活用の促進を図った。	予算執行に対する意識改革を押し進め、節減努力の恒久的定着が図れるよう、継続的に制度の見直し等に取り組んでいく。
24	24	柔軟な組織制度の確立	行政改革推進担当	今後の政策課題が広尾防災公園や街づくり交付金事業のように部や局を超える横断的な事業になっていることから、部局を超えた課題に機動的かつ迅速に対応するマトリックス型組織の導入を目指す。	平成18年度	ネットワーク機能の更なる強化のために柔軟に対応する。	100%	マトリックス型組織の導入により、ネットワーク機能が強化され、各部門においても導入目的である部門間連携の確立とその意識の醸成が達成されている。

3 人的な視点（給与の適正化）（集中改革プラン）

基本的な考え方		実施計画編	個別計画	今までの実施内容	達成年度	実施予定年度												
改革の分野	改革の項目					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
人的な視点	給与支給の適正化	給与の適正化	25	高齢層職員昇給停止 (55歳以上職員の昇給停止) (職員課)	平成16年度	17年4月1日から実施済	17年度	17年度		18年度		19年度	給与構造改革により廃止。平成19年度より55歳昇給抑制制度導入	100%	達成状況 (1)	引き続き職員組合と交渉を行っている	実施にあたっての課題と対応	国から指導を受けている手当など、各手当毎の性質をふまえた見直しを検討
			26	不適正な昇給運用の是正 (定年退職者の退職時特別昇給の廃止) (職員課)	平成14年度	定年、勤奨等の退職事由による1号アップを廃止	17年度以降	17年度		18年度	19年度	19年度	100%					
			27	退職手当の支給率の見直し (職員課)	平成15年度	16～17年度で国と同率に改正	17年度	17年度		18年度	19年度	19年度	100%					
	《諸手当の総点検の実施》	28	特殊勤務手当の適正化 (職員課)	平成11～15年度	15手当廃止 14手当見直し	18年度以降	17年度		18年度	18年度	19年度	職員組合と再度交渉を行っている	100%					
		29	その他の手当の適正化 (職員課)	平成11～12年度 平成12年度	住居手当(世帯主以外の自宅)を廃止 通勤手当を1ヶ月定期代から6ヶ月定期代へ	18年度以降	17年度		18年度	19年度	19年度		100%					
	《技能労務職の給与の見直し》	30	国や民間の同種の職種との比較の実施 (職員課)	～平成16年度	国との比較は実施済	16年度	17年度	今後も国との比較で給与水準を検討	18年度	19年度	19年度	人事院勧告、国、県からの指導等を踏まえて対応していく	100%					
31		給与表の適正化 (職員課)			18年度以降	17年度		18年度	19年度	19年度	給与構造の改革に併せて実施を検討	100%						

1 数値で表現できる場合、%で記入願います。

給与の公表

17年度の公表状況	インターネットHPへの掲載の有無	有
	国の公表様式への準拠	有
	その他の媒体による公表の状況	広報紙、掲示場、閲覧

3 人的な視点(定員管理)(集中改革プラン)

基本的な考え方		実施計画編	平成11年4月1日～平成16年4月1日までの定員管理の適正化実績
改革の分野	改革の項目		

人的な視点	定員管理	32	定員管理の適正化 (行政改革推進担当)	年度	平成11年4月1日	平成12年4月1日	平成13年4月1日	平成14年4月1日	平成15年4月1日	平成16年4月1日
				職員数	3,986	3,867	3,790	3,737	3,680	3,619
				純減数 (退職者数) (採用者数)		119 (138) (19)	77 (156) (79)	53 (140) (87)	57 (129) (72)	61 (147) (86)
				削減率 (平成11年4月1日時点の総定員に対して)		97.0%	95.1%	93.8%	92.3%	90.8%

定員管理の適正化 (適正化目標)	平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標						
	適正化目標の基本的な考え方	市川市において、2007年(平成19年度)から大量退職時代を迎え、退職者が毎年100人を超える。このため退職手当の支払いに多額の経費が見込まれ、行政需要に対応することに支障をきたす恐れがある。財政的な視点から職員の定期昇給分を吸収し人件費の抑制を図る。 本市の職員数を類似団体の平均職員数程度に改善する。 行政サービスの低下を招かない採用計画。			適正化目標の具体的内容		平成17年4月1日の職員数3,569人を起点とし、平成22年4月1日までに職員数を3,294に削減する。計画期間に275人削減する。
	年度	平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	達成状況(数値で表現できる場合、%で記入願います)	実施にあたっての課題と対応
	職員数	3,569	3,524	3,479	3,418	平成20年4月1日現在の職員数は3,473人である。この結果、対17年度増減数は96、増減率2.7%、達成率34.9%である。	平成20年度職員数は、前年と比較して増減0であった。これは常勤再任用職員や育休代替職員を採用したこと、例年と比較して途中退職者が少なかったことが理由として挙げられる。このように財政効果を考慮しながら、今後見込まれる大量退職に備え、任期付きや再雇用といった多様な雇用形態を活用し、より一層民間活力の導入を図りながら、定員の適正化を図っていかねばならない。
	純減数 (退職者数) (採用者数)		45 (82) (37)	45 (119) (74)	61 (140) (79)		
	削減率 (平成17年4月1日時点の総定員に対して)		98.7%	97.5%	95.8%		

定員の公表	17年度の公表状況	インターネットHPへの掲載の有無	市川市のホームページに掲載
		国の公表様式への準拠	準拠
		その他の媒体による公表の状況	「広報いちかわ」

4 財政的な視点									
全体	市単独	個別計画	所管課	現状・内容・目標	達成年度	19年度目標	達成状況(数値で表現できる場合、%で記入願います)	実施にあたっての課題と対応	
	33	25	経常収支比率の抑制	財政課	《現状および課題》 繰出金、物件費、扶助費の増加などの要因により、第三次財政健全化計画で定める19年度目標値の86.0%を達成ができない状況にある。 《内容》 義務的経費と共に、繰出金、物件費等の支出抑制に努め、引き続き経常収支比率の低減を図る。 《目標》 20年度までに経常収支比率を85%以内とする	平成20年度	86.0%以内	87.6%	19年度の経常収支比率は、第三次財政健全化計画に定める目標値に達していないが、これは主に繰出金、物件費、扶助費の増加と共に、赤字地方債である減税補てん債、臨時財政対策債の発行額減少に伴う経常一般財源の減によるものである。対前年度比13億9千万円にのぼる赤字地方債の発行額減少に係る影響が約1.5%と考えられることから、これを差し引くと前年度を下回る状況となることから、引き続き支出の抑制に努め経常収支比率の低減を図る。
	34	26	公債費比率の抑制	財政課	《現状》 第三次財政健全化計画に基づき効率的で効果的な予算の編成及び執行に努めており、平成19年度は、決算ベースで目標の10.0%に対し6.4%となっている。 《内容》 将来債務を累増させない範囲で市債の有効活用を図れるよう、引き続き現債額、償還額に留意した市債発行を行なう。 《目標》 公債費比率10%以内を維持する。	平成20年度	10.0%以内	6.4%	将来債務を累増させない範囲で市債の有効活用を図れるよう、引き続き現債額、償還額に留意した市債発行を行なう。
	35	27	市税収納率の数値目標の設定	財政課	《現状》 第三次財政健全化計画に基づき収納率の向上に努めており、平成19年度は、決算ベースで目標値の92.3%に対し同率の92.3%となっている。 《内容及び目標》 市税収納率の数値目標を設定し、収納率の向上を図ると共に収入未済額の減少に努める。	平成20年度	92.3%	92.3%	三位一体改革に伴う国からの税源移譲に伴い、税収確保の重要性が更に増してきている状況にあることから、第三次財政健全化計画の数値目標を確実に達成できるよう更なる収納率向上に努める。
	36	28	税外収入の収納率の向上	財政課 各所管課	《現状》 コンビニ収納と併せて主な使用料・手数料(霊園管理料、市営住宅使用料、保育園保育料など)の電子納付(マルチペイメント)を進めており、順次導入の拡大を図っている。 《効果及び目標》 徴収の一元化や差し押え等の法的措置の強化と共に、マルチペイメントの活用により納付率の向上を図る。	平成19年度	電子納付(マルチペイメント)、コンビニ収納の導入による納付率の向上。	100%	債権管理課より回答済み
	37	29	無料となっている施設・サービスの検証	財政課 各所管課	《現状》 無料で提供している各種サービスの調査・検証を行い、市駐車場の有料化、小中学校に設置する夜間照明等の実費弁償分の徴収などを行っている。 《目標》 無料で実施しているサービス内容を調査し、応益性、公平性の観点から適正なものか検証する。	継続	無料となっているものの総点検。	従来検討結果による一部実施。	応益性、公平性の観点から、引き続き無料となっているサービス等についての調査・検証を行っていく。
	38	30	契約方法の改善	契約課 設計監理課	《現状》 電子入札については、平成17年10月～11月に工事請負契約を対象に試行を行った。電子入札システムを導入することにより、競争性や透明性の向上、受注機会の拡大、事務の簡素合理化などが図られるものと期待されていることから、試行の検証を行った上で、工事請負契約については平成18年度に本格実施を、さらに委託契約、物品供給契約まで順次拡大していく予定としている。また、新たな契約制度として、業者の技術力や環境への配慮といった要素を加味して審査する総合評価落札方式が、談合の防止に役立つとされていることから、導入の検討を進めている。併せて、円滑な事務の遂行上翌年度以降にわたる契約を締結することが適切と思われる役務の提供に係る契約などについては、債務負担を組むことなく契約を結ぶ長期継続契約制度を条例化したことから、これ運用していくものとしている。こうした取り組みにより随意契約を削減していくものとする。 《効果および目標》 委託契約における入札等競争性を高めた方法による契約により見直しをする。	平成20年度	50万円を超えて随意契約に区分される契約件数842件、契約金額156億5千万円のうち、競争に付することが難しいと思われる対象業務以外の契約件数588件、70億8千万円についての見直しを3年間でやり、改善を図る。	16年度決算ベースで見直し対象件数588件、70億8千万円のうち、17年度決算ベースでは、549件、58億8千万円となっており、これらについて、随意契約から単年度入札、長期継続契約等に移行した。達成状況は、19年度末で、393件(71.6%)、36億8千万円(62.6%)見直し完了となった。	平成20年度は、見直し契約の第3年目として引き続き随契見直し検討会を立ち上げ、当該随契案件を所管する部署のヒアリング等を実施し、競争入札への移行等を促進する。また、継続的な役務の提供に伴う業務委託については、積極的に長期継続契約対象の入札への移行を進める。
	39	31	事務事業数の縮減	財政課 行政改革推進担当	《現状および課題》 17年度予算編成時に事業の再点検を行ない事業数の精選を実施した。また、各部長の判断で事業のスクラップ・アンド・ビルドを機動的に行えるよう制度を構築し所管事業の統廃合を進めたが、新規事業の増により前年度に比べ100事業増加し目標の1,000事業に対し1,233事業となっている。 《内容及び目標》 事業の整理統合を進め、事務事業数を1,000事業以内とする。	平成20年度	1,050事業以下	1,056事業	新規事業の増加などにより第三次財政健全化計画に定める19年度目標値1,150事業に対し1,156の事業数となっている。サマーレビューや予算編成時における事業の再点検をより徹底し、事業のスクラップ・アンド・ビルドや既存事業の統合等を更に推し進める。
	40	32	財務諸表(バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書)の作成・公表	財政課	《現状》 広報、ホームページで連結バランスシート公開を行なうと共に、精度を高めるための検討及び行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書の作成を進めている。 《効果および目標》 市民にわかりやすく財政情報を提供すると共に、職員が市の資産状況を理解し、コスト意識を高められるよう、広報いちかわ、ホームページ等で公表する。	平成21年度	事業別行政コスト計算書の作成・公表	総務省が18年5月に公表した「新地方公会計制度研究会報告書」で、地方自治体は21年9月までに、これまでの総務省方式に換わって、「基準モデル」か「改訂モデル」での新財務諸表の作成が要請された。この公会計制度改革に対応するため、本市では、固定資産台帳からの積み上げ方式であり、事業別財務諸表も作成できる「基準モデル」を選択し、新財務諸表を21年度までに作成できるように作業を進める。	
	41	33	行政財産の活用	行政改革推進担当	《現状》 市川市ではこれまで、電子申請による公共施設利用システムや市川市ABC(活動基準原価計算)システムを汎用システムとして、開発用プログラムを有償にて他自治体へ提供し、行政財産の有効活用を図ってきた。 《目標》 提供可能な行政財産の対象と提供相手先を拡大し、更なる行政財産の有効活用に努める。	毎年度	提供可能な行政財産と提供相手先の拡大。	0%	市川市版ABCシステムを行政財産として著作権登録しているところであり、広く活用してもらうべく講演および視察対応を行った。

4 財政の視点(集中改革プラン)

基本的な考え方			実施計画編	個別計画	16年度までの実績	取組目標および施策の内容				
改革の分野	改革の項目					17年度	18年度	19年度	達成状況( 1 )	実施にあたっての課題と対応
1 数値で表現できる場合、%で記入願います。										
財政の視点	経費削減等の財政効果 (歳入関係)	42	超過課税の実施 法定外税新設 (市民税課)	法人市民税の税割りの 不均一課税	1,207,436	法人市民税の税割りの 不均一課税の継続	同左	同左	同左	法人市民税の法人税割における不均一課税 に当たっては、政策的な意図のもと引き続 き実施
		43	税の徴収対策 (債権管理課)	市税収納率の数値目標 の設定、収納嘱託員の 活用、不動産公売の実 施	1,132,514	市税収納率91.5%、 収納嘱託員の活用、 不動産公売の継続	市税収納率 92.0%、収納嘱託 員の活用、不動産 公売の継続	市税収納率 92.3%、収納嘱託 員の活用、不動産 公売の継続	市税収納率92.3%、収 納嘱託員の活用、不 動産公売の継続	所得税から住民税への税源移譲及び税制改 正等により地方税の地位が高まっている。 市税滞納額の削減のために重点的且つ専門 的な滞納対策を充実させ、収納率の向上・ 滞納額の削減に向けて取り組んでいく。
		44	使用料・手数料の 見直し (財政課)	使用料条例及び手数料 条例の規定に基づく3 年毎の統一的な額の見 直し	609,367		条例の改定サイク ルに基づく見直し		19年2月議会に使用料条 例の改正案を上程し、 市外居住者に係る斎場 火葬料の引き上げ等を 実施。	応益性、公平性の観点から適切な額の設定 がなされているか、定期的な調査・検証を 引き続き行っていく。
		45	未利用財産の 売り払い等 (管財課)	代替地の見直しに伴 い、売却可能な未利用 地財産については、随 時売却する。	8件 217,998,745	なし	1件 36,693,807	なし		
		46	その他 (債権管理課)	税外収入の収納率の向 上(電子納付)、負担金 及び分担金・財産収 入・諸収入の見直し	69,847	電子納付制度の構 築、見直しの継続	電子納付の実施・拡 大、見直しの継続	同左	100%	マルチペイメント、コンビニ収納の実施状況 ・18年度実施済 霊園管理料、介護保険料、自転車等駐車場使用料 ・19年度実施済 保育園保育料、市営住宅使用料、入学準備金貸付金 償還金 下水道事業受益者負担金については、関係法令の整備 を待って実施を予定。(河川・下水道管理課より特区 申請提出済)

4 財政の視点(集中改革プラン)

基本的な考え方		実施計画編	16年度までの実績	取組目標および施策の内容					
改革の分野	改革の項目			17年度	18年度	19年度	達成状況(1)	実施にあたっての課題と対応	
財政の視点	経費削減等の財政効果 (歳出関係)	人件費削減 (職員課)	職員削減 (議員含む) うち退職者の不補充 による財政効果額  うち嘱託、臨時、派遣 職員等の活用による 財政効果額	6年間で504人、 4,334,400千円の減 (平成17年4月1日現在)	45人、387,000千円の 減 (平成18年4月1日現在)	45人、387,000千円の 減 (平成19年4月1日現在)	61人、524,600千円の 減(平成20年4月1日現在)	平成20年度職員数は常勤再任用職員や育休代替職員の採用、例年に比べ途中退職者が少なかったことから、前年と同数になった。 一方、コスト的には再任用職員及び任期付職員の採用により95,100千円の減が見込まれる。(平成21年4月1日現在)	
			給与等削減	・通勤手当の支給方法の見直し(6ヶ月定期、バス回数券) ・特殊勤務手当の見直し ・管理職手当支給率の見直し ・管理職の昇給延伸 ・特別職の期末手当の時限削減 ・管理職手当10%カット	人事院勧告に準拠した給料表のマイナス改定(0.3%)	給与構造改革に併せて実施	給与構造改革に伴う給料表の改正(4.9%)、退職時特別昇給の廃止について実施済み	人事院勧告に準拠して、若年層のみ給料表を改定	特殊勤務手当の見直し、管理職手当の定額化について平成20年度中に改正を行いたい。
			その他 (うち福利厚生事業)	市から互助会への交付金の削減 給料年額 × 100分の12(6年度) 100分の6(12年度以降)		事業内容の見直しについて実施を検討	従来の定率方式の交付金から事業の積み上げ方式へ移行することにより交付金の削減を図った。また、事業別財源分類を精査することにより内容を明確化し、市交付金を充てる事業において余剰金が発生した場合は返金することとした。	事業内容の見直しにより、16年度決算額から36,168千円の減(36.1%)	事業の透明性向上と、社会状況等を踏まえた上での充実した福利厚生を実施していきたい。
	以下のうち人件費削減に繋がるものはすべて『人件費削減』に計上。	組織の統廃合 (行政改革推進担当)	6年間でスクラップアンドビルドの結果、2部2課4担当室増	1担当室減	検討中	組織編成において検討する	2部3課1担当 削減	組織を効率的に運営し業績の向上を図るため、組織の適正な構成員数の検証を進めていく。	
	民間委託による事務事業費削減 (うち指定管理者制度導入によるもの) (行政改革推進担当)				検討中	組織編成において検討する		指定期間が平成19年4月から2施設は、新設施設のため実際の事業費削減の算出不可。	現在直営である保育園3園の管理を指定管理者に行わせるため、設管条例の改正を行った。スムーズな移行に向け、課題解決を図っていく。
	施設等維持費の見直し (財政課)	54,445	エコオフィス活動の継続・拡大	同左	同左	同左	同左	平成18年4月に策定した市川市地球温暖化対策実行計画に基づき、全庁的に電気、ガス等の使用量削減に取り組んだ。	環境負荷の低減に向けた全庁的な取り組みである「市川市地球温暖化対策実施計画」にそった各種使用量の削減を進め、温室効果ガスの排出抑制を行うと共に施設等維持管理費の低減化を図っていく。
	補助金等の整理合理化 職員互助会への補助金の見直しによるものは『人件費削減・その他』に計上 (財政課)	3,998,682	見直しの継続、公募型補助金制度(市民活動団体支援制度)の実施	見直しの継続、公募型補助金制度(市民活動団体支援制度)の継続	同左	同左	同左	各所管課で実施している補助金の見直し状況の全庁的な把握を行うため、20年度当初予算に計上した全補助金を対象に調査を実施。	市川市補助金の交付に関する基準に定められる交付基準等の実効性を担保するため、各所管課で継続的に実施している補助金の見直し状況の把握・検証を定期的実施する。
	投資的経費の見直し 事業完了等による減は含めない (財政課)		公債費比率を10%以内に抑制	同左	同左	同左	6.4%		国・県補助金の活用と共に、将来債務を累増させない範囲以内での市債の有効活用を図るため、現債額、償還額に留意した市債の発行・管理を引き続き行っていく。
	内部管理経費の見直し (財政課)	7,404	エコオフィス活動の継続・拡大	同左	同左	同左	同左	平成18年4月に策定した市川市地球温暖化対策実行計画に基づき、全庁的に用紙類の使用量の削減等に取り組んだ。	環境負荷の低減に向けた全庁的な取り組みである「市川市地球温暖化対策実施計画」にそった使用量の削減を進め、省資源化対策を推進すると共に内部管理経費の低減化を図っていく。
	その他事務事業の整理合理化 (行政改革推進担当)	3年間で167減	100減	133減	50減	70減 達成率140%		今後も予算編成時における事業の再点検をより徹底し、事業のスクラップ・アンド・ビルドや既存事業の統合等を更に推し進める。	

1 数値で表現できる場合、%で記入願います。



5 業務運営的な視点								
全体	市単独	個別計画	所管課	現状・内容・目標	達成年度	19年度目標	達成状況(数値で表現できる場合、%で記入願います)	実施にあたっての課題と対応
57	34	行政運営システムの構築	行政改革推進担当	《現状》 放置自転車対策を対象としてBSC経営モデルの適用を検証、環境清掃部の清掃部門に対して、市民ニーズシステム、BSC経営モデルを組み込んだ戦略経営(市川市ダイレクトダイナミックス)の実証実験を開始。 《効果および目標》 透明性の高い効率的な政策を実施していくために、市の政策の効果を必要性、効率性、有効性等の観点から客観的・定量的な基準の下に評価し、その結果を企画立案に反映させていく。	平成20年度	実証実験の継続。複数の部に対象を拡大。	50%	18年度、部長職を対象に研修を実施したが、理論の理解が難しく、今後も管理職を対象に理論の理解を深められるよう研修を実施していく。
58	35	事務事業評価システムの実施	企画・広域行政担当 行政改革推進担当	《現状》 『新財務会計システム』の稼働により、全課が予算事業・予算外業務の「事業目的」及び「数値目標」を設定し、人工登録を行う。 《効果および目標》 市川市版BSCの視点(財政・業務プロセス・人材の育成と活用・市民満足度)から検証することにより、戦略的行政運営が可能となり事業の再構築等の資料として活用する。	毎年度	平成17年度の事務事業評価(決算)に基づく事業の再構築。	25%	予算外業務までの導入を目指していたが、評価に係る事務量を考慮し実施計画である第三次総合3ヵ年計画事業の評価を施行中。
59	36	評価結果の公表	企画・広域行政担当	《現状》 これまでの事務事業評価は、内容が細かく、市民に対して必ずしもわかりやすいものではなかった。このため、新たに財務会計と連携した事務事業評価システムを構築し、内部評価に用いることにした。一方、市民にわかりやすい単位の施策ごとに、業績評価を行い、公表していく予定である。 《目標》 市川市ダイレクト・ダイナミックス(行政運営システム)の早期の運用を目指し、市民ニーズの要望の強さ、対象の優先度に対して、目標値を設定し、その達成度合いをわかりやすく公開する。	平成20年度	実証実験(市川市ダイレクト・ダイナミックス)の目標値、達成度の公開。複数部門の公開。	0%	平成23年度からの次期基本計画策定に向けて、事務事業評価の結果を活かした現基本計画についての施策・政策レベルでの評価及び市民に分かり易い公表の仕方について引き続き検討していく。
60	37	業務フローとABC(活動基準原価計算)分析による業務改善	行政改革推進担当	《現状》 平成17年度全庁的にABCシステムを導入し、各課において事務改善案を検討できるようになった。 《今後》 課内における事務改善のみならず部・局単位での事務改善に活用する。 《効果および目標》 定型業務の業務フロー作成による活動の見直し(スピードアップ等)及びABC分析の実施に基づくIT化・アウトソーシング等による職員の機能的な再配置を進める。平成18年3月現在の内部管理活動の割合は50.1%である。	継続	内部管理活動の割合44%	平成20年度5月末における内部管理活動の割合は45.6%であった。	目標数値には達しなかったが、引き続き今後も各課長にはABCシステムをマネジメントツールの一つとして位置づけ活用してもらうほか、様々な視点から業務改善に取り組んでいく必要がある。
61	38	アウトソーシングの推進	行政改革推進担当	《現状及び目標》 従来から本市では、アウトソーシングについて積極的に進めてきたところであるが、その効果を検証しつつ、最小のコストで最大のサービスを実現していくため、公立保育園の機能・役割について検討を進める。	平成20年度	今後の中期計画の策定。		現在直営である保育園3園の管理を指定管理者に行わせるため、設管条例の改正を行った。
62	39	地方独立行政法人制度(エージェンシー)の調査・研究	行政改革推進担当	《現状》 市川市事務の民間委託に関する基準(平成12年8月3日)を全面改正したアウトソーシング基準(平成16年12月3日)において、公で行うことが望ましい業務の一つとして、地方独立行政法人もアウトソーシングの手法を用いる分野と位置づけた。 《目標》 地方独立行政法人制度の調査・研究をし、活用の指針を策定する。	平成20年度	地方独立行政法人設立のための課題検討。	25%	地方独立行政法人制度の調査、研究を開始したところである。この調査結果をもとに本市への導入の可否等を検討していく。
63	40	外郭団体の経営改善	行政改革推進担当 各団体	《現状》 現在BSC経営モデル構築をしているが、外郭団体においても適用できるように、検討中である。また、市川市版ABC分析も併せて実施することにより、経営改善が大きく図れるものと考えられることから、両事業を組み合わせながら、より効果が上がるよう研究している。 《効果および目標》 市川市版ABC分析などを活用した経営改善のための新たな施策を実施する。	平成20年度	平成18年度のモデル事業の検証をし、複数団体に対して実施。	15%	ABCシステムは、庁内の浸透に重点を置いている状況である。そこで、ABCを手段とするのではなく、外郭7団体を対象に収支や貸借、分析指標を基に財務状況を把握し、組織状況や主要事業、経営状況の調査を開始した。
64	41	規制緩和に対する対応	企画・広域行政担当 行政改革推進担当 各所管課	《現状》 規制改革3ヶ年計画による措置に対して、所管課が個別に対応しているため、全庁的な方向性の統一がなされていない。 《目標》 国の規制緩和の動向や、市場化テスト法による国への緩和要望を積極的に活用し、市民サービスの向上や業務効率化に向けた業務プロセスの見直しを進めるための体制を整える。	毎年度	規制緩和に対する業務見直し。	規制緩和(市場化テスト等)を要する業務の調査を実施した。	引き続き、規制緩和を要する業務の調査、研究を継続し、特区の提案等を積極的に行うとともに市場化テスト等の導入について検討していく。